

漁港及び港湾の海岸堤防に係る  
整備位置決定のための指針

平成28年11月

宮 城 県

# 目 次

1 はじめに.....	1
1.1 本指針の主旨.....	1
1.2 本指針の位置づけ.....	2
2 海岸保全施設の概要.....	3
2.1 海岸保全区域について.....	3
2.2 海岸保全施設について.....	3
2.3 海岸保全施設の所管と事業主体.....	4
2.4 海岸保全基本計画について.....	5
2.5 海岸の防護の目標.....	6
2.5.1 防護すべき地域.....	6
2.5.2 防護水準.....	6
3 津波対策について.....	8
3.1 国における津波対策の基本的な考え方.....	8
3.1.1 中央防災会議の提言.....	8
3.1.2 海岸関係省庁の提言.....	8
3.2 本県における津波対策の考え方.....	8
3.3 堤防高の検討.....	9
3.3.1 地域海岸の設定.....	9
3.3.2 設計津波の水位の設定.....	11
3.3.3 堤防天端高の設定.....	11
3.4 海岸堤防の整備について.....	12
4 漁港・港湾における海岸堤防の整備位置について.....	13
4.1 海岸堤防整備位置決定における基本的な考え方.....	13
4.2 海岸堤防整備位置決定における考慮事項.....	14

4.3 堤外地に設置が可能な施設の考え方.....	16
5 参考資料.....	19
5.1 漁港漁場整備法における漁港施設について.....	19
5.2 港湾法における港湾施設について.....	20

## 1 はじめに

### 1.1 本指針の主旨

本県では平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、沿岸域において海岸保全施設等に甚大な被害が発生しました。このため、その被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き海岸環境の保全や海岸利用に配慮した海岸堤防の復旧や整備を進める必要があります。

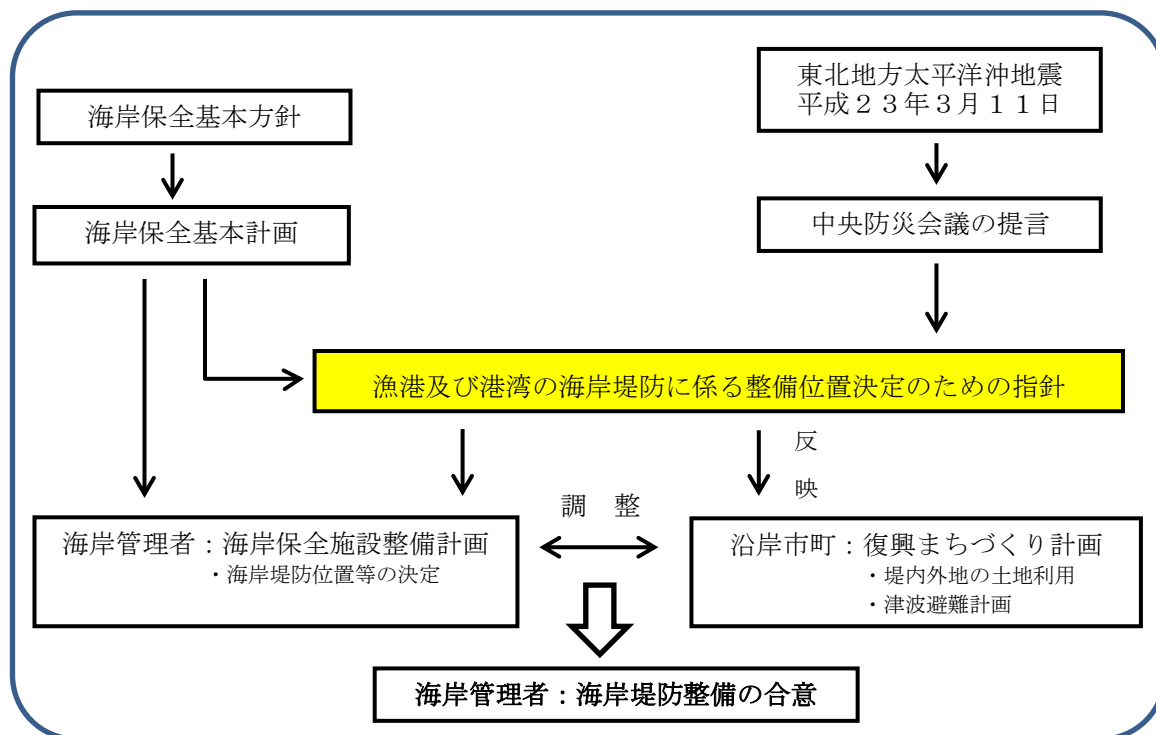
海岸堤防は、主に沿岸の地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上、景観に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域防災計画、災害関連計画等関連する計画との整合性を確保するよう計画され、これにより高潮や津波から国土や人命、財産のほか地域の経済活動の安定化、生産拠点となる施設等を防護することを基本としています。

しかし、海と密接な関係により産業・経済活動が成立する漁港施設や港湾施設において、すべての施設を海岸堤防より陸側の土地におさめることは地域の経済活動の効率を低下させることも想定されるため、海岸堤防より海側の土地利用を考慮したうえで海岸堤防の整備位置を検討する必要があります。

沿岸部の市町からは、復興まちづくり計画を策定するにあたり、海岸堤防より海側への設置が可能な施設の明確化について要望が出され、漁港管理者及び港湾管理者も統一的な見解を示すべきであるとの考えから、本指針では、漁港及び港湾における海岸堤防の整備位置を決めるにあたり、人命保護を最優先と考えながら、海岸堤防より海側の土地に設置が可能な施設や考慮すべき事項について整理し、とりまとめております。

## 1.2 本指針の位置づけ

県及び市町の海岸管理者は、海岸保全基本計画を軸としながら本指針の内容を踏まえて海岸堤防の整備位置を決定することとし、被災沿岸市町においては、復興に向けたまちづくり計画を検討する際に、本指針の主旨を理解し反映されることを期待するものです。



## 2 海岸保全施設の概要

### 2.1 海岸保全区域について

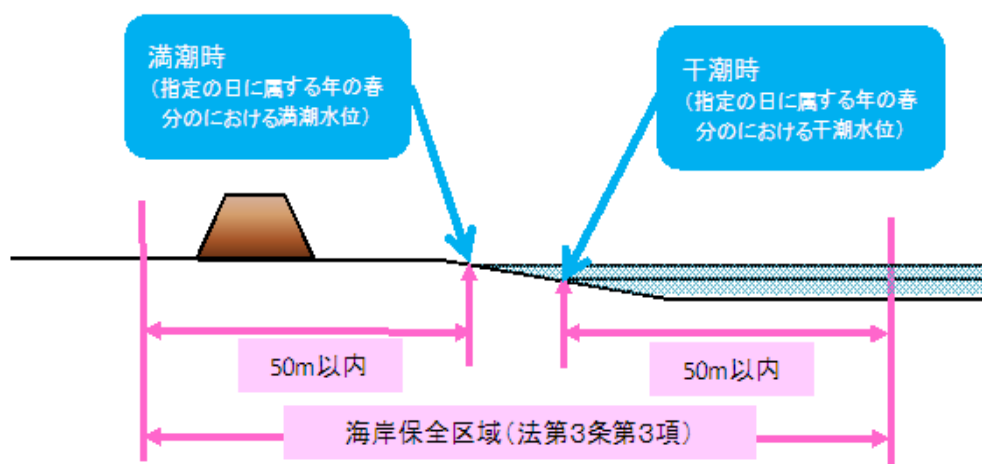
都道府県知事は、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、管理を行う必要がある時は、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域に指定します。

海岸保全区域は、津波、高潮、波浪等による被災から海岸を防護するために必要な最小限の区域に限って指定します。

陸地：満潮時（春分の日）水際線から50m

水面：干潮時（春分の日）水際線から50m

なお、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50mを越えて指定することができるものとなっています。

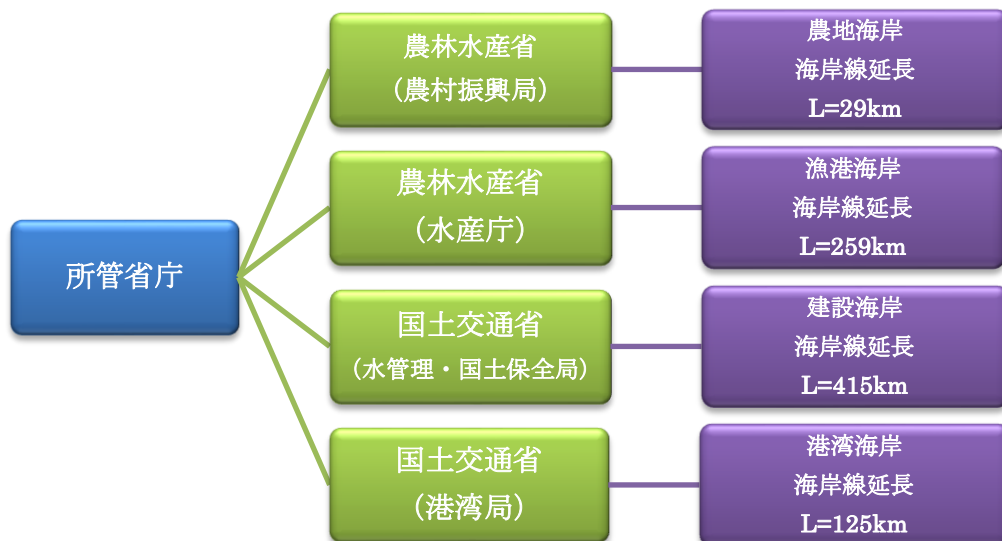


### 2.2 海岸保全施設について

海岸保全施設とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設のことをいいます。

## 2.3 海岸保全施設の所管と事業主体

海岸保全施設の所管は、国の機関で農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁、国土交通省水管理・国土保全局、国土交通省港湾局（以下「海岸関係省庁」という。）に分かれており、下図に示す各管理者の所管となります。



宮城県海岸線延長  
出典：平成 22 年度海岸統計

海岸法で規定する海岸管理者は、公共海岸については県及び市町村となりますが、このほかにも公共海岸から除かれる土地を管理するものが該当となり、多岐の管理者<sup>\*1</sup>が管理を行うこととなります。

事業の実施については、国及び県、市町村が実施することとなります。

### 海岸法 【一部抜粋】

(海岸保全基本方針)

第二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という。）を定めなければならない。

※第二条の二の二以降省略

(海岸保全基本計画)

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

※第二条の三の二以降省略

## 2.4 海岸保全基本計画について

都道府県では、国が定めた“海岸保全基本方針”に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した“海岸保全基本計画”を沿岸毎に定めることになっています。

このことから、宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、平成16年5月に岩手県と共に「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を、平成16年10月には福島県と共に「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等のもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進してきたところで

す。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、これまでに整備した施設のほぼすべてに被害が発生したことから、宮城県では、隣接する岩手県や福島県とともに、「三陸南沿岸海岸保全基本計画」と「仙台湾沿岸海岸保全基本計画」の見直しを行っているところです。

この計画では、あらたに国が定めた津波防護レベルの考え方を基本として堤防の高さや構造の見直しを行うこととしています。



## 2.5 海岸の防護の目標

### 2.5.1 防護すべき地域

沿岸での防護すべき地域とは、「海岸保全施設が整備されない場合に、設定する津波・高潮等による浸水等によって海岸背後の家屋や農地などの諸施設に対する被害の発生が想定される地域や主要幹線道路等の浸水により集落等が孤立することが想定される地域。また、侵食によって貴重な海浜や周辺環境が損なわれることが想定される地域」とします。

### 2.5.2 防護水準

防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとします。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとします。なお、災害時の情報提供や避難・誘導體制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとします。

特に、津波への防護水準については、明治 29 年、昭和 8 年の三陸沖地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対して対処できる防護水準としていくことを目標に、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しうると判断される地域海岸単位に設計津波の水位を設定するものとします。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、破壊や倒壊に至るまでの時間を稼ぐために、堤防等を粘り強い構造にしていくこととします。

侵食への防護については、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られますが、津波への防護を優先しつつ、各市町と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とします。

なお、これまでに離岸堤や人工リーフ、突堤等により高潮の低減や浸食対策を行っていた海岸については、海浜の安定と浸食防止が図られるよう整備していきます。

## ※1 海岸保全区域に指定できない区域

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条に規定する運輸事業の用に供されている土地
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産たる土地
- 四 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域のうち海岸保全区域に指定されていない土地
- 五 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設（同条第六項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）の用に供されている土地及び同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域のうち海岸保全区域に指定されていない土地
- 六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項に規定する保安林又は同法第四十一条に規定する保安施設地区
- 七 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により決定された道路の区域の土地
- 八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の用に供されている土地
- 九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の用に供されている土地
- 十 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域の土地
- 十一 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域の土地
- 十二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の土地
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供されている土地

### 3 津波対策について

#### 3.1 国における津波対策の基本的な考え方

##### 3.1.1 中央防災会議の提言

東北地方太平洋沖地震津波の災害を受け、国の中央防災会議「東北地方太平洋地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、平成23年6月26日に今後の津波防災対策の基本的な考え方について中間とりまとめを公表しました。

この中では、今後の津波防災対策を構築するに当たって、基本的に二つのレベルの津波を想定することとしています。一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波【最大クラスの津波】であり、もう一つは、構造物による津波対策を行う上で想定する津波【頻度の高い津波】（以下「レベル1津波」という。）とされています。

今後の対策については、頻度の高い津波に対応する高さの構造物とし、設計対象を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造を検討すべきと提言されています。

##### 3.1.2 海岸関係省庁の提言

平成23年7月8日に農林水産省及び国土交通省により「設計津波の水位の設定方法等」が示され、今後の海岸保全施設の復旧計画については、海岸関係省庁で定めた基準により求めた設計津波の水位を踏まえ策定するものとされています。

この中では、津波に対する地域海岸の設定や設計津波の水位の設定方法、堤防等の天端高について設定方法等が示されており、海岸保全施設等の対象とする津波については、【数十年から百数十年に一度程度】（以下「一定頻度」という。）で発生する津波の高さにより堤防の設計を行うものとされています。

#### 3.2 本県における津波対策の考え方

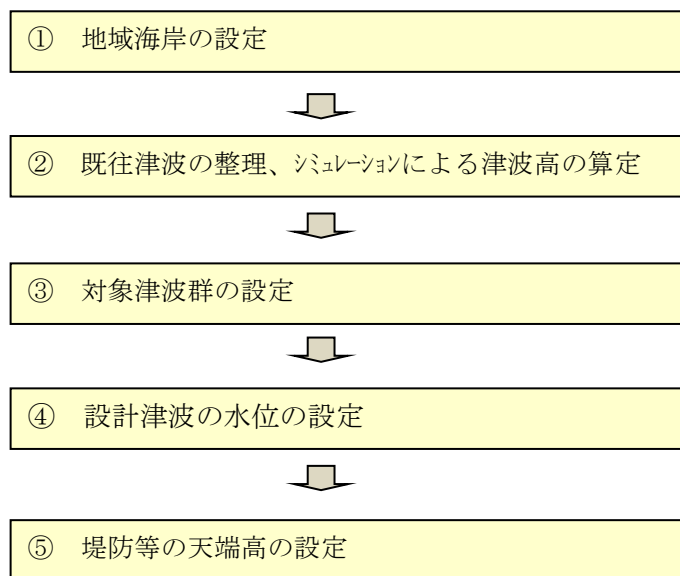
本県におけるこれまでの津波対策は、三陸高潮対策事業やチリ地震津波対策事業として昭和三陸津波やチリ地震津波を対象として整備を進めてきたが、今回の国等から出された新たな基準に基づいて根本的な見直しを行う必要があります。

そこで、国等の検討結果に基づき本県では、今回検討する一定頻度の津波として既往文献によるものや津波痕跡が確認されている明治三陸津波以降の津波のほか、県の防災計画においても検討されている想定宮城県沖地震（連動型）についても、百数十年に一度程度の頻度で発生が懸念されるため検討の対象とすることとしました。

なお、今回検討する津波高さに基づき海岸保全基本計画も全面的に見直し、一定頻度の津波を考慮した海岸保全施設の整備を計画に位置付けるものとします。

### 3.3 堤防高の検討

平成 23 年 7 月 8 日付け、海岸関係省庁からの通知「設計津波の水位の設定方法等について」に基づき津波高の検討を行います。この通知によれば、検討フローについては下図のとおりとなっています。

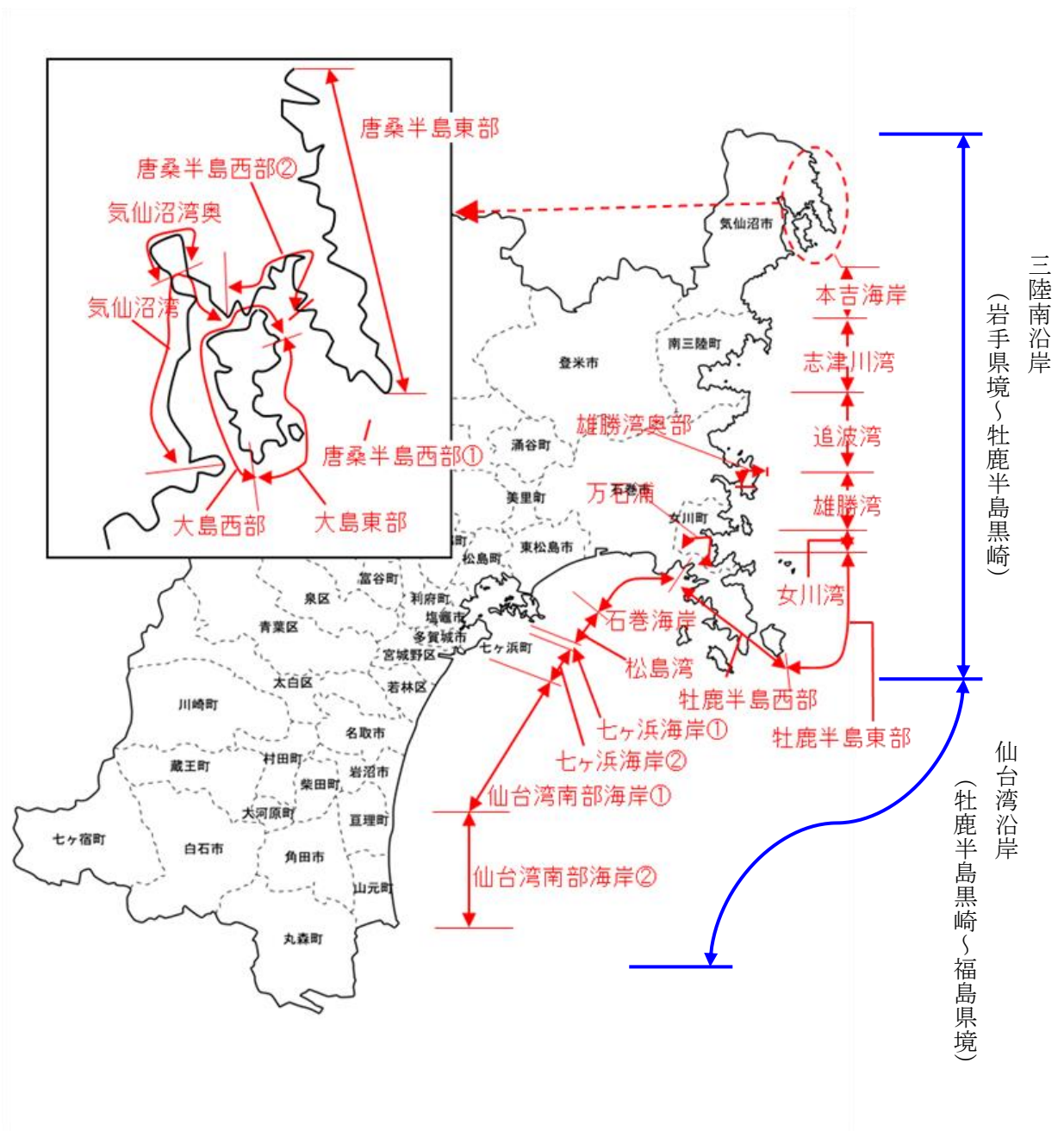


#### 3.3.1 地域海岸の設定

地域海岸の設定については、以下の観点により区分しました。

- リアス地形の三陸南沿岸と砂浜海岸主体の仙台湾沿岸を大別
- 湾地形による区分を基本とし、半島や離島による遮蔽効果を考慮
- 湾奥部における増幅等が顕著な場合は適宜分割し区分
- 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分

これにより、宮城県沿岸では、三陸南沿岸で 14 の地域海岸、仙台湾沿岸で 8 の地域海岸とし、合計 22 の地域海岸を設定しました。



### 3.3.2 設計津波の水位の設定

設計津波の水位については、対象津波群の津波水位分布を算出し、地域海岸の津波の水位を設定しました。

津波水位の算出については、施設前面における津波のせり上がりを考慮することとしています。

なお、入り江等の複雑な地形の影響により著しく津波水位が異なる場合は、津波の水位を複数に設定し、細分するようにしています。

### 3.3.3 堤防天端高の設定

#### (1) 堤防高の決定

今回決定した堤防高については、以下に示す津波堤防高と高潮堤防高のいずれか高い方を採用し、堤防高さを決定しました。

#### (2) 津波堤防高

津波堤防高については、設計津波の水位に海岸保全施設築造基準に記載されている必要な高さを加えて算出します。

#### (3) 高潮堤防高

高潮堤防高については、改良仮想勾配法による打ち上げ高や越波量計算により設計水位を求め、津波堤防高と同様に必要な高さを加えて算出します。

### 3.4 海岸堤防の整備について

海岸堤防の整備において、津波が襲来した際に、集落や産業施設等が存在する地域や堤防背後が低平地で広域な浸水範囲となる地域など、防御しない場合に人命保護や地域の生活、経済活動等に支障をきたす箇所については、レベル1津波に対応する堤防高とすることを基本とします。

また、集落が孤立し、早期救助や救援に支障となる箇所についてもレベル1津波に対応する堤防高とします。

レベル1津波に対応する施設については、津波が堤防を越流しても容易に破壊に至らないよう「粘り強い構造」とすることとします。

なお、浸水範囲が局所的で広域に浸水する恐れがない場合において、集落や産業施設等が存在しない地域や集落が孤立する恐れがない箇所については、過去の津波実績や高潮による打ち上げ高を考慮した高さで整備することを基本とします。

この場合の構造については、従来の基準により設計するものとします。

#### 4 漁港・港湾における海岸堤防の整備位置について

##### 4.1 海岸堤防整備位置決定における基本的な考え方

海岸堤防の整備位置決定の基本的な考え方は以下のとおりです。

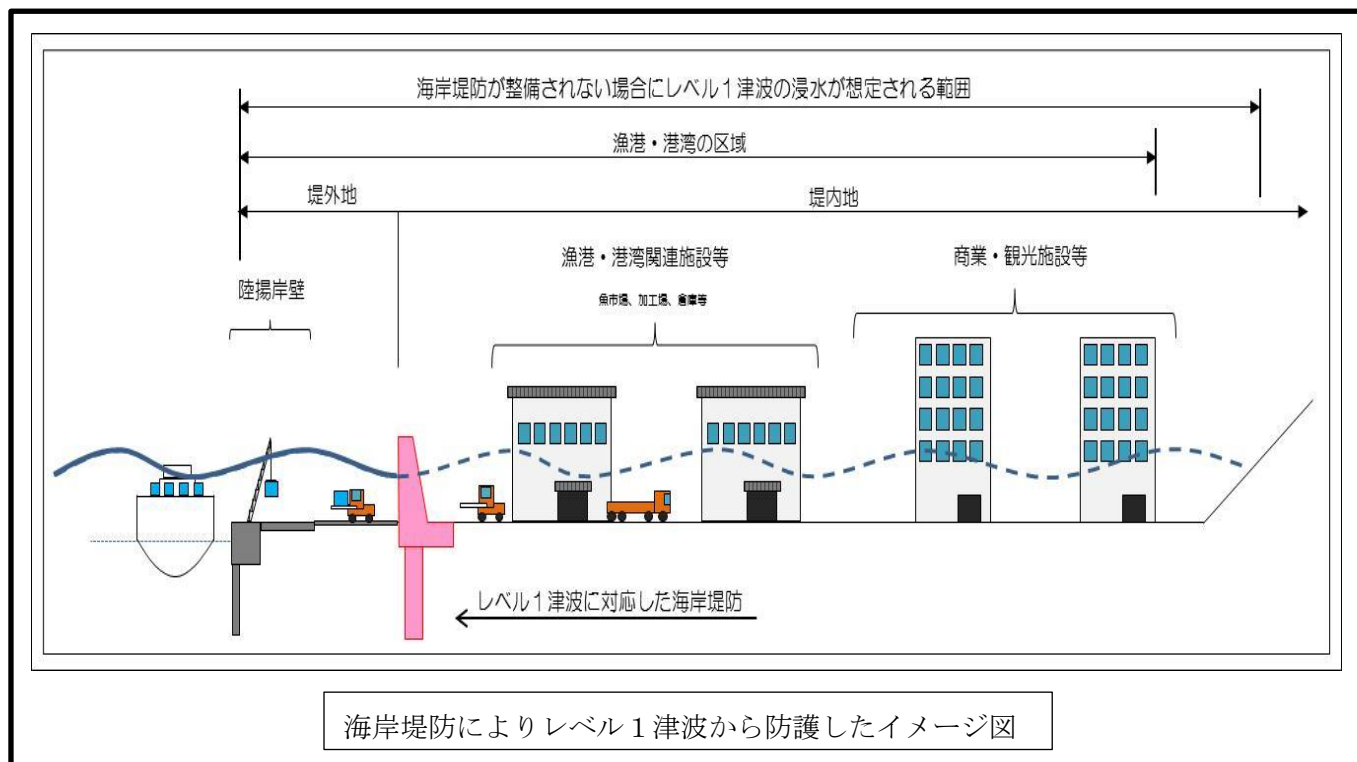
- 背後に低平地が存在し、漁港及び港湾の区域を超えて広域に浸水被害が及ぶ場合、漁港及び港湾の海岸堤防はレベル1津波からすべての人命及び財産を確実に保護できる配置計画とすることを原則とする。
- なお、配置計画の検討については、海岸堤防より陸側の土地（以下「堤内地」という。）の有効利用を考慮するため、できるだけ水際に近い位置に海岸堤防を整備することを原則とする。

##### 【解説】

県は、海岸堤防を整備することにより、レベル1津波から、人命を確実に保護し、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を確保することができると考えます。

また、海岸堤防をできるだけ水際に整備することにより、レベル1津波による浸水から、人命や財産を保護した上で利用可能な土地を広範に確保することができると考えます。

ただし、現地の土地利用状況や様々な計画を考慮して配置を決定する必要があります。





## 4.2 海岸堤防整備位置決定における考慮事項

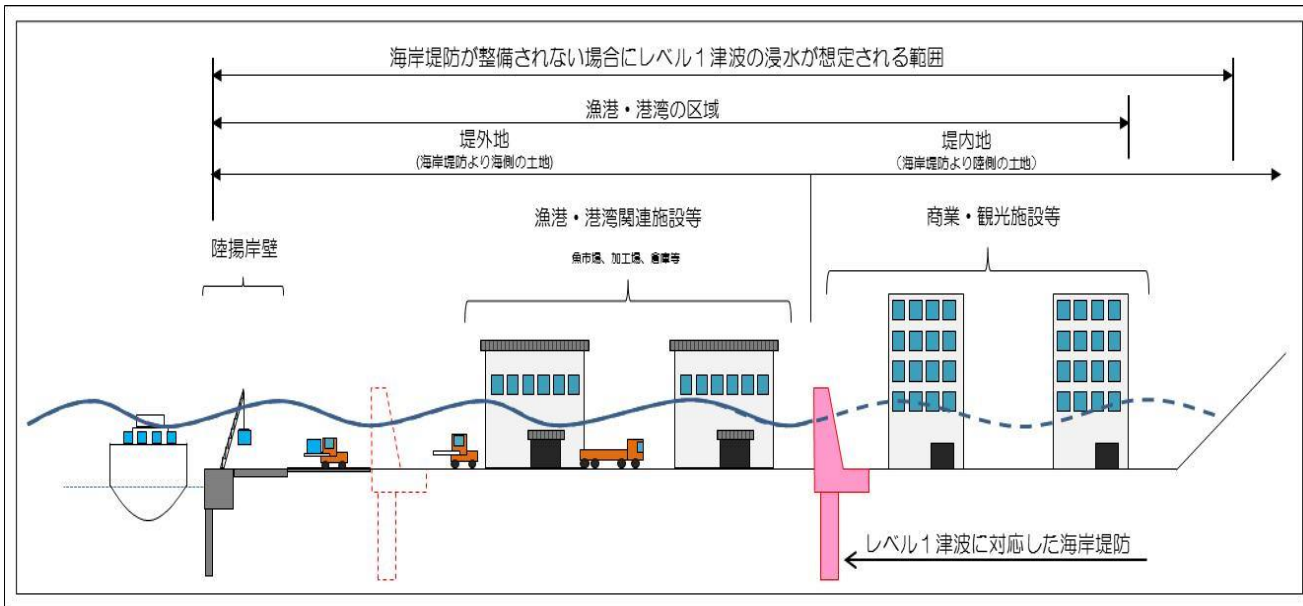
海岸堤防の整備位置を決める際には、以下の点を考慮する必要があります。

- 水際に隣接した土地へ集積することが必要な水産・港湾関連産業の施設配置を考慮する。

### 【解説】

海岸堤防の整備位置については、海岸堤防整備位置決定における基本的な考え方（4.1）のとおり原則として、全ての人命及び財産を確実に保護できる配置計画とすべきです。

しかし、漁港や港湾を利用するなど、海との密接な関係により産業・経済活動が成立する施設については、水際に隣接した土地へ集積する必要があることから、すべての施設を堤内地に設けることが困難であり、やむを得ず海岸堤防より海側の土地（以下「堤外地」という。）へ設置することが必要となる場合も想定されます。



水際に隣接した土地へ集積することが必要な施設を考慮したイメージ図

### 4.3 堤外地に設置が可能な施設の考え方

堤外地に設置が可能な施設については、以下のとおりと考えます。

- 海岸堤防整備位置決定における基本的な考え方（4. 1）に基づき、海岸堤防により、すべての人命や財産が守られることを原則とするが、海岸堤防整備位置決定における考慮事項（4. 2）を踏まえ、別表の施設については堤外地への設置がやむを得ないものと考えられる。
- ただし、津波に対し、堤内地に比べて明らかに安全度が低い場所であることから、別表の施設でも安易に堤外地へ設置することは避けるべきである。
- 堤外地に設置される施設については、利用者等への、安全かつ迅速な避難対策が講じられることが望ましい。

#### 【解説】

漁港や港湾関連施設については、その目的上、水際に隣接した土地への設置が必要な場合もあり、地域の状況によっては、別表の施設を堤外に設置した、海岸堤防の位置決定もやむを得ないと考えます。

高潮による海面上昇や津波が襲来した場合、堤外地の浸水を防ぐことは出来ず、財産の保護についても困難であるなど、堤内地より明らかに安全度が低い場所であることが明白です。このため、別表に掲げた施設であっても安易に堤外地へ設置することは避けるべきであり、地域の経済活動の効率を低下させない範囲で必要最低限の施設のみとすることが望ましいと考えます。

また、堤外地へ設置された場合においても、発生頻度の高い津波から、利用者などの安全を確保し、人命保護に努めることが必要であるため、防災基本計画に基づいて策定される市町村地域防災計画等により、地域の特性に応じた具体的な津波避難計画が定められていることが望ましいと考えます。

防災基本計画 平成 24 年 9 月（中央防災会議） 【第 3 編第 1 章第 5 節第 2 項(2)（一部抜粋）】

#### (2) 住民等の避難誘導體制

○津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。国は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど地方公共団体の取組に対し、適切な支援を実施するものとする。

## 別表

堤外地への設置がやむを得ないと考えられる施設は以下のとおりとします。

種別	施設名の総称	左記の詳細
漁港関連施設	船舶及び船舶付随施設	漁船保管施設、漁船修理施設、漁具保管修理施設、漁船の造船施設及びその 付帯施設
	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油、給電施設
	養殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処 理施設
	荷捌、加工、保管関連施 設	荷さばき所、荷役機械、畜養施設、倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設 並びに加工場
	通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
	厚生施設	漁港関係者の休憩所、診療所その他の福利厚生施設（宿泊設備を有する施設 を除く）並びに工場等の労務者のための食堂及び売店
	管理施設	漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
	浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
	処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設
	環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設
	交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
その他の施設	水産事業者の事務所、店舗、工場及びその付帯施設	
港湾関連施設	船舶及び船舶付随施設	船舶保管施設、船舶修理施設、漁具保管修理施設、船舶の造船施設及びその 付帯施設
	補給施設	船舶のための給水、給氷、給油、給電施設
	養殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調整施設、養殖用作業施設及び廃棄物処 理施設
	荷捌、加工、保管関連施 設	荷さばき地、荷役機械、畜養施設、倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設 、加工場、貯木場、貯炭場並びに上屋
	厚生施設	港湾関係者の休憩所、診療所その他の福利厚生施設（宿泊設備を有する施設 を除く）並びに工場等の労務者のための食堂及び売店
	管理施設	港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設
	浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
	処理施設	船舶の破砕その他の処理のための施設、廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、 廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設その他の廃棄物の処理のための施設
	環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
	交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
	その他の施設	港湾関係事業者の事務所、店舗、工場及びその付帯施設

## 【解説】

堤外地に設置が可能な施設は、漁港・港湾の土地利用において、漁港漁場整備法、港湾法に記載されている漁港施設（機能施設）、港湾施設であることを基本とします。

ただし、宿泊設備を有する施設については、津波襲来時に、施設利用者が速やかに避難することが困難と考えられること。また、廃油施設や貯油施設等の危険物を大量に常置しておく施設については、津波が襲来した場合に二次災害の危険性が非常に高くなることから、堤外地に設置が可能な施設からは除外します。

なお、別表に掲げる以外の施設であっても、海水浴場、生活道路、農地等については海岸管理者の判断により堤外地に設置することができるものとします。

また、地域の産業・経済活動を成立させる上で、堤外地への設置を地域が必要と判断する、地場の水産物等を扱う店舗等についても、施設管理者が、市町が定めた津波避難計画との整合を図りながら、自らの津波避難計画を策定し、施設利用者が避難場所へ確実に避難できる十分な安全対策が図られた上で、市町村長が認めた場合に限り、堤外地に設置することができるものとします。

堤外地へ設置する施設については、災害危険区域内外に係わらず、津波に対し構造耐力上の安全確保が必要と考えられるため、「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計等に係る追加的知見について（技術的助言）」の考えを取り入れることや、二次災害を防止するため、津波による資機材の漂流や油流出の防止となる対策を図ることが望ましいと考えます。

※「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計等に係る追加的知見について（技術的助言）」とは、津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計等について検討されたものであり、津波避難ビル等の指定による避難態勢の整備や、今後市町が指定する災害危険区域における建築制限を行う際に参考とされるものです。

## 5 参考資料

### 5.1 漁港漁場整備法における漁港施設について

#### 【漁港漁場整備法第三条抜粋】

**第三条** この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一 基本施設

イ 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

ロ 係留施設 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場

ハ 水域施設 航路及び泊地

二 機能施設

イ 輸送施設 鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート

ロ 航行補助施設 航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設

ハ 漁港施設用地 各種漁港施設の敷地

ニ 漁船漁具保全施設 漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設

ホ 補給施設 漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設

へ 増殖及び養殖用施設 水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設

ト 漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場

チ 漁業用通信施設 陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所

リ 漁港厚生施設 漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設

ヌ 漁港管理施設 管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設

ル 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

ヲ 廃油処理施設 漁船内において生じた廃油の処理のための施設

ヾ 廃船処理施設 漁船の破砕その他の処理のための施設

カ 漁港環境整備施設 広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

## 5.2 港湾法における港湾施設について

### 【港湾法第二条五項・六項抜粋】

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

- 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
  - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
  - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場
  - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
  - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
  - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
  - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
  - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
  - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
  - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
  - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
  - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
  - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
  - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
  - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
  - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
  - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
  - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみなす。